

## ○工学院大学研究報告投稿細則

(昭和 57 年 3 月 15 日)

### (目的)

第 1 条 この細則は、工学院大学研究報告（以下、「研究報告」という）の論文投稿に関する必要な事項を定めることを目的とする。

### (投稿の資格)

第 2 条 投稿者は本学専任教員に限る。ただし、本学専任教員との連名者、本学から学位を授与された博士および、本学関係者で工学院大学研究報告編集委員会(以下、「委員会」という)が認めたものはこの限りではない。

### (原稿の受付)

第 3 条 原稿は、すべて完全な形で委員会に提出されたものに限って掲載の対象とし、締切日に間に合わないものは次号まわしとする。

### (原稿の提出先)

第 4 条 原稿は、各学部・各学科の編集委員に提出する。

### (原稿の字句の加除修正)

第 5 条 委員会は、原稿の字句の加除修正を著者に要求することがある。

### (投稿原稿)

第 6 条 原稿は、図(写真)、表ともに正・副各 1 部と電子ファイルで提出する。

- 2 原稿には必ず規定の原稿表紙をつける。
- 3 原稿は A 4 版を用い、別に定める「執筆要領」に従って執筆する。
- 4 和文の論文には、別紙で 200 語以内の英(独、仏)文要旨とその和訳をつける。また、英(独、仏)文の論文には、別紙で 500 字以内の和文要旨をつける。
- 5 原稿中、カラー印刷が必要とする場合には、委員会の承認を得なければならない。ただし、印刷費の増額分は投稿者の負担とする。

### (原稿の枚数)

第 7 条 通常の論文は、刷上り 8 ページ以内とする。また、同一著者による続編の掲載は同一号には 1 編とする。

- 2 本学専任教員が博士の学位を取得した場合の論文の要約は、刷上り 30 ページ以内とする。
- 3 本学で博士の学位を授与された者については、「論文の内容の要旨および論文審査の結果の要旨等」を掲載するが、刷上り 3 ページ以内とする。
- 4 版組の結果、前項の規定ページを超えた分の印刷費の増額分は投稿者の負担とする。

(著者の校正)

第 8 条 著者校正では、誤植、版組の誤りを直すにとどめ、原稿にない文章および図面などの挿入、あるいは修正などは認めない。なお、やむを得ずこれに反した場合は、印刷費の増額分は投稿者の負担とする。

(別刷り)

第 9 条 別刷りの部数は、論文 1 件につき 100 部以内とする。それ以上の別刷りが必要なときは投稿者の負担とする。

(複製権・公衆送信権)

第 10 条 著者は、研究報告に掲載された論文、その他に関する複製権及び公衆送信権の行使を、工学院大学に委任する。ただし、著者が自己のために前記の権利を行使することを妨げない。共同著作物の場合、投稿代表者又は筆頭著者は、共著者全員に投稿にあたって本投稿細則を示し、前記複製権及び公衆送信権の行使を工学院大学に委任することを説明し、許諾を得たものとみなす。ただし、論文等に掲載した写真等について原著作権者が複製権及び公衆送信権の許諾を与えない場合は、投稿代表者又は筆頭著者は、上記の許諾の限界について編集委員に投稿時に申し出るものとする。

(細則の改廃)

第 11 条 この細則の改廃は、委員会において審議決定する。

附 則

- 1 この規程は、昭和 57 年 3 月 15 日より施行する。
- 2 研究報告投稿規程(昭和 42 年 11 月制定)は廃止する。

附 則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

- 1 この細則は、平成 25 年 7 月 22 日より施行する。
- 2 規程を細則に変更する。